

00395

鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣告示第六百十二号

農地調整法第九條ノ四の規定により次のように小作料の額の変更の件を認可した。

昭和二十四年十一月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、認可年月日 昭和二十四年十一月一日

二、申請した農地委員会 八頭郡 社 村農地委員会

同 那岐地区同

同 氣高郡 青谷町同

同 小鷲河村同

同 東伯郡中北條村同

三、当該農地の所在、地番、地目及び面積

別冊の通り

昭和二十四年十一月四日 金曜日
第二千六百十号

本書ノ大キサハ規定規格A5判

(別冊は鳥取縣農地部農地課並びに右申請各町村(地区)農地委員会に備え附けて置く。)

四、認可をした小作料の種別額別冊の通り

(別冊は鳥取縣農地部農地課並びに右申請各町村(地区)農地委員会に備え附けて置く。)

◇鳥取縣告示第六百十三号

昭和二十四年八月鳥取縣告示第四百五十二号中一、登録者住所氏名及び五、營業所又は事業場の位置を次のように変更した。

昭和二十四年十一月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、登録者住所氏名 鳥取市四丁目尻二十三番地
鳥取海産株式会社

鳥取縣公報 毎週 隔日發行(休日ニ當ル)
火金 曜日發行(休日ニ當ル)

昭和二十四年十一月十日

第三種郵便物認可

一

取締役社長 仲 市 実

五、營業所又は専業場の位置

鳥取市四丁目尻二十三番地

鳥取海産株式会社

昭和二十四年七月二日を以て買収した農地等の所有者の中買収令書を交代することが出来ないものを同法第九條第一項但書の規定により次のように公告する。
尙地番、地目・面積等の詳細については縣農地部農地課に備え置く。

昭和二十四年十一月四日

鳥取縣告示第六百十四号
自作農創設特別措置法第三條及び第十五條の規定により
買収令書交付不能一覽表 第十一回

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記号番号	所有者氏名 又は名称	住 所	農地の所在地	対 價	買収期日	対價支拂方法	
						現 金	証 券
由良2403	岩本芳次郎	京都府中郡峰山町	東伯郡由良町	144.96	24.3.2	144.96	
中浜2429	長田 貞一	同向度郡	西伯郡中浜村	341.28	同	341.28	
春日2401	加藤熊次郎	神戸市長田区五番町	同春日村	467.00	同	467.00	
中浜2425	武田 勝藏	兵庫縣出石町	同中浜村	245.10	同	245.10	
同 2426	武田 一三	同	同	245.10	同	245.10	
二部2421	鬼田 明	東京都西多摩郡水	日野郡二部村	504.00	同	504.00	
以西2418	片山 剛	同紀伊郡竹田村	東伯郡以西村	263.25	同	263.25	
渡高2413	山崎梅太郎	北海道利尻郡鷲泊村	岩美郡浦富町	67.20	同	67.20	

00397

大津津2407	井田 良市	同札幌市	西伯郡大津津村	32.00	同	32.00	
灘手2412	秋葉かめお	大阪市都嶋区中町	東伯郡灘手村	308.32	同	308.32	
二部2422	住田 歳光	大阪府北河内郡鞍屋川町	日野郡二部村	72.45	同	72.45	
大正2402	小早川百合子	大阪府西成区日ノ出本通	氣高郡大正村	681.60	同	681.60	
御來屋2401	船田 弘	島根縣綾川郡山東村	御來屋町	178.56	同	178.56	
米子2417	大庭梅太郎	島根縣	米子市	226.36	同	226.36	
同 2416	上島 政一	廣島市	同	442.80	同	442.80	
倉吉2402	勝山米次郎	京都府万野郡唯町	倉吉町	2,483.07	同	483.07	2,000

教育委員会告示

鳥取縣教育委員会告示第四十九号

鳥取縣中等程度通信教育生徒を左記要項により募集する。

昭和二十四年十一月四日

鳥 取 縣 教 育 委 員 会

鳥取縣中等程度通信教育生徒募集要項

昭和二十四年度中等程度通信教育生徒を次の要項によつて募集する。

一、募集する学校

縣立鳥取西高等学校(鳥取市東町)
同 米子東高等学校(米子市勝田町)

二、募集人員

鳥取西高等学校

中学校通信教育生 約三五人

高等学校通信教育生 約七〇人

米子東高等学校

中學校通信教育生 約二五人

高等学校通信教育生 約五〇人

計 約一八〇人

00396

00398

三、出願期日

昭和二十四年十月二十六日より十一月十日まで

四、出願資格並に入学及び編入

一、出願者は縣内居住者であれば男女の別及年令には制限はない

二、新制中学校出願資格は昭和二十一年三月三十一日以前に尋常小学校を卒業した者及国民学校初等科を修了した者に限る

三、新制中学校入学及編入資格

(イ) 国民学校(尋常小学校)第六学年修了者は新制中学校第一学年に

(ロ) 同(イ)第六学年修了を入学資格とする中等学校

一、第一学年修了者は新制中学第二学年に

二、第二学年修了者は新制中学校第三学年に

(ハ) 国民学校高等科(高等小学校)の

1、第一学年修了者は新制中学校第二学年に

2、第二学年修了者は新制中学校第三学年に

(ニ) 青年学校普通科の

1、第一学年修了者は新制中学校第二学年に

2、第二学年修了者は新制中学校第三学年に

(ホ) 其他各種学校に於て修学し前記(イ)及(二)と同等以上の学歴ありと認められる者は新制中学校相当学年に入学及編入の資格がある

四、新制高等学校

(イ) 国民学校(尋常小学校)第六学年卒業を入学資格とする中等学校第三学年修了以上の者

(ロ) 国民学校高等科(高等小学校)第二学年修了を入学資格とする中等学校第一学年修了以上の者

(ハ) 青年学校本科第一学年修了以上の者

(ニ) 其他(イ)、(ロ)と同年以上の学力ありと認められた者

五、募集学科目

中学校

国語、数学、理科、職業(各学年共)

高等学校

00399

国語(一、二、三年)地学、解析一英語(一年程度) 世界史、人文地理

右の中一人が同時に履修し得る課目数は二課目以内である。

六、通信教育生の負担する主な費用見込額

(イ) 入学科 五〇円

(ロ) 受講料

中学校 各科目(各学年共) 共一科目一〇〇円

高等学校 同 一五〇円

(ハ) 教科書及学習図書代金 未定

(ニ) 通信費 通信教育を受けるための往復通信費の実費

七、通信教育によつて得られる資格

(イ) 中学校

修了者に対しては各教科毎に通信教育修了認定書を与える。但し理科は実験を含まない。

(ロ) 高等学校

修了者に対して各教科共通の課程と同等の単位を与へる。即ち国語一、二、三年各三単位、解析一

五単位、地学五単位、人文地理五単位、英語、世界史は不明

八、選 抜

志願者が定員を超過した場合は学校に於て適当な選考方法によつて選考する。

九、出願手続

出願者にして東伯以東の者は鳥取西高等学校に、西伯郡以西の者は米子東高等学校に左の書類を提出する。

(イ) 入學願書

(ロ) 出身學校の卒業又は修了証明書及最終学年の成績証明書但し戦災者、引揚者にして上記の書類のない者は學力を認定するに足る書類

十、開講期日

昭和二十四年十一月二十日 詳細は學校より通知する

十一、通信教育募集要項及入學願書を希望する者は教育委員会教務課又は直接學校宛に申込むこと。此の際は返信用切手及宛先を明記した封筒を同封すること。

鳥取縣教育委員警告第五十号

教育教務員の任用審査を次のように実施する。

昭和二十四年十一月四日

鳥取縣教育委員会

記

一、期日、場所

十一月十五日

鳥取縣庁内

鳥取縣教育委員会事務局教務課

同 十六日

西伯地方事務所

教育委員会西伯支所

二、任用審査の対象

1、小学校、中学校の教諭 高等学校の教諭又は助教諭の有資格者

2、旧制の中等学校以上の卒業者で小学校の助教諭を希望するもの

三、任用審査の内容

1、人物審査

2、筆記審査(教育常識について)

3、身体検査(縣立保健所で行う)

四、提出書類

1、志願書 2、履歴書(本人自筆のもの)

3、最終学校最終學年成績証明書

五、申込場所、日時

1、鳥取縣庁内 鳥取縣教育委員会事務局教務課

十一月十四日正午迄

2、西伯地方事務所内 教育委員会西伯支所

十一月十五日正午迄

六、当日携行品

1、筆記用具

2、免許状その他これに關するもの

3、身体検査の費用 一〇〇円

4、晝食

昭和二十四年十一月四日印
昭和二十四年十一月四日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行

鳥取縣

鳥取市

鳥取市

東町

取

印刷

縣

所